

空航第 73 号

平成 12 年 1 月 28 日

平成 23 年 6 月 30 日一部改正（国空航第566号）

平成 27 年 5 月 8 日一部改正（国空航第4号）

令和 3 年 6 月 2 日一部改正（国官参事第97号）

航空局安全部航空事業安全室長

運航管理施設等の検査項目（運航関係）

「運航管理施設等の検査要領」（平成12年1月28日付け空事第24号、空航第72号、空機第70号）に基づく運航管理施設等の検査項目（運航関係）を以下のとおり定める。なお、以下の検査項目は、本社、主基地、従基地等のすべてに適用されるが、実際の検査に当たっては、当該基地における施設、業務の内容等に応じて、必要な項目についてのみ検査を行うものとする。

1. 安全管理

- (a) 運航部門の責任者は計画のとおり適切に確保されているか。
- (b) 組織は所掌分掌ごとに責任が明確となるよう構成されているか。また、必要な情報収集、分析、措置の判断、決定、見直し等を行うための権限及び責任が明確になっているか。
- (c) 業務分掌は組織の構成及び業務の実態等から見て適切なものとなっているか。
- (d) 責任者不在時の責任体制は適切なものとなっているか。
- (e) 安全管理を行う上で必要な管理職者が適切に配置されているか。また、管理機能の低下を来す管理職者の兼務が行われていないか。
- (f) 運航規程又は運航基準（航空機使用事業者が航空運送事業者の運航規程に相当するものとして定める運航に関する基準）（以下「運航規程等」という。）の変更が必要となった場合に迅速な対応が行える体制となっているか。
- (g) 航空機の製造者等が発行する運航に関する技術資料等の入手、活用及び周知の方法は適切に定められているか。
- (h) FDR、CVR等を解析し活用する体制となっているか。【航空法施行規則第149条の規定により、FDR又はCVRを装備し、作動させる必要がある航空機を使用する航空運送事業にのみ適用】
- (i) 事故、インシデント等の原因探求及び再発防止策を適切に行う体制となっているか。
- (j) 業務委託会社との契約は、業務の範囲、内容等が明確になっているか。
- (k) 業務委託会社に対する指導監督を行う体制が取られているか。（受託者の選定、業務の

範囲の決定、監査等を適切に行う体制となっているか。)

2. 航空機乗組員及び客室乗務員の乗務管理及び健康管理

2. 1 航空機乗組員の乗務管理体制

- (a) 事業を計画のとおり実施する上で必要な資格別の数の航空機乗組員が確保されているか。また、稼働計画は適切なものとなっているか。
- (b) 運航規程等に定める資格、経験等は適切に付与されているか。
- (c) 航空機乗組員の発令は適切になされているか。
- (d) 航空機乗組員の資格、経験、乗務時間等が適切に管理され、編成及び乗務割に反映される体制となっているか。
- (e) 乗務割は運航規程等に従って計画されているか。制限事項（編成、経験、乗務時間、飛行地域要件及び空港等要件等）は遵守されているか。また、航空機乗組員の疲労状態が乗務に支障を及ぼすと認められる場合、当該乗組員を乗務させない体制となっているか。（当該乗組員が自覚した場合を含む。）
- (f) 機長報告等はその後の業務に有効に活用され、また、関連する他の部署にも通報されることとなっているか。
- (g) 制定又は改訂した規定類、業務指示等が全航空機乗組員に対して周知される体制となっているか。
- (h) 運航規程等に従ってアルコール検査を行う体制となっているか。

2. 2 航空機乗組員の健康管理体制

【最大離陸重量が5.7tを超える飛行機を使用して、路線を定めて行う航空運送事業】

- (a) 健康管理部門に、十分な数の乗員健康管理医及び健康管理担当者が配置されているか。
- (b) 乗員健康管理医及び健康管理担当者は、航空身体検査証明についての国土交通大臣が行う講習会を受講しており、3年を経過していないか。
- (c) 乗員健康管理医について、航空機乗組員の日常の健康管理に関する医学的事項を職務とすることが、契約書等に明文化されているか。
- (d) 乗員健康管理医、健康管理担当者、航空機乗組員及び関連部門が相互に連絡を取り合い、航空機乗組員の同意の下に必要な情報を共有することができる体制となっているか。
- (e) 特定の航空身体検査指定機関と契約し、航空機乗組員の航空身体検査証明を当該機関に所属する指定航空身体検査医に実施させる体制となっているか。また、航空身体検査医は乗員健康管理医を兼ねていないか。
- (f) 航空機乗組員が体調不良等により航空業務に支障を来すおそれがあると認められた場合等、速やかに健康管理部門等へ情報提供できる体制となっているか。
- (g) 医薬品等の使用の可否等について、乗員健康管理医又は指定航空身体検査医に相談できる体制となっているか。また、航空機乗組員が抱える心身の問題を含め、航空機乗組員が安心して健康相談やカウンセリングを受けられるような体制となっているか。
- (h) 航空医学に関する通達等、国土交通省が発出または提供する文書について、健康管理部門、関連部門及び航空機乗組員に周知するとともに適切に保管し、常時閲覧できる状態となっているか。

【最大離陸重量が5.7t を超える飛行機を使用して、路線を定めて行う航空運送事業以外】

- (a) 航空機乗組員の日常の健康状態を把握する体制となっているか。
- (b) 航空機乗組員の健康状態に異常があった場合に適切な措置が講じられる体制となっているか。

2. 3 客室乗務員の乗務管理体制（客室乗務員を航空機に乗り組ませて事業を行う場合に限る。）

- (a) 事業を計画のとおり実施する上で必要な数の客室乗務員が確保されているか。また、稼働計画は適切なものとなっているか。
- (b) 客室乗務員の発令は適切になされているか。
- (c) 客室乗務員の資格、乗務時間等が適切に管理され、編成及び乗務割に反映される体制となっているか。
- (d) 乗務割は運航規程等に従って計画されているか。制限事項（編成、乗務時間等）は遵守されているか。また、客室乗務員の疲労状態が乗務に支障を及ぼすと認められる場合、当該乗務員を乗務させない体制となっているか。（当該乗務員が自覚した場合を含む。）
- (e) 客室乗務員報告等はその後の業務に有効に活用され、また、関連する他の部署にも通報されることとなっているか。
- (f) 制定及び改訂した規定類、業務指示等が全客室乗務員に対して周知される体制となっているか。
- (g) 運航規程等に従ってアルコール検査を行う体制となっているか。

3. 航空機乗組員及び客室乗務員の訓練及び審査の施設及び体制

3. 1 航空機乗組員の訓練及び審査の施設及び体制

- (a) 訓練施設は計画のとおり確保されているか。
- (b) 訓練及び審査は運航規程等に従って計画のとおり実施できる体制となっているか。
- (c) 訓練及び審査の課目等に応じて適切な訓練及び審査担当者が登用されているか。
- (d) 訓練及び審査の記録は適切に処理され保管されることとなっているか。評価は各段階毎に行われ、記録は適切に保管されることとなっているか。
- (e) 不合格者、低評価者等に対する措置は適切に行われることとなっているか。
- (f) 訓練を委託する場合は、委託範囲及び内容並びに受託者の能力は適切であり、以下に従って委託管理が行われているか。また、必要な差異訓練が行われているか。
 - ・受託者との間に委託業務に関して必要な要件が明らかにされた契約が締結されており、契約上、受託者に対する指導及び監督に関する権限が委託者に留保されていること。
 - ・受託者の業務監督を行う担当者が定められ、十分な体制を有すること。
 - ・受託者に対して委託する業務が明示されていること。

- ・受託者の業務について定期的及び必要に応じ監査を行い、必要な場合は所要の措置を講じる体制となっていること。
 - (g) 航空機乗組員の技量等を把握し、これを分析し日常の訓練に反映する体制となっているか。
 - (h) 事故、インシデント等の解析はその後の訓練に反映される体制となっているか。
3. 2 客室乗務員の訓練及び審査の施設及び体制（客室乗務員を航空機に乗り組ませて業務を行う場合に限る。）
- (a) 訓練の施設は計画のとおり確保されているか。
 - (b) 客室安全業務に関する訓練及び審査は運航規程等に従って計画のとおり実施できる体制となっているか。
 - (c) 客室安全業務に関する訓練及び審査の課目等に応じて適切な訓練及び審査担当者が登用されているか。
 - (d) 訓練及び審査の記録は適切に処理され保管されることとなっているか。評価は各段階毎に行われ、記録は確実に保管されることとなっているか。
 - (e) 不合格者、低評価者等に対する措置は適切に行われることとなっているか。
 - (f) 訓練を委託する場合は、委託範囲及び内容並びに受託者の能力は適切であり、以下に従って委託管理が行われているか。また、必要な差異訓練が行われているか。
 - ・受託者との間に委託業務に関して必要な要件が明らかにされた契約が締結されており、契約上、受託者に対する指導及び監督に関する権限が委託者に留保されていること。
 - ・受託者の業務監督を行う担当者が定められ、十分な体制を有すること。
 - ・受託者に対して委託する業務が明示されていること。
 - ・受託者の業務について定期的及び必要に応じ監査を行い、必要な場合は所要の措置を講じる体制となっていること。

4. 運航管理の施設及び体制

4. 1 運航管理施設全般

- (a) 次の要件を満足する運航管理室が確保されているか。
 - ・運航管理業務を実施するのに支障がない広さを有すること。
 - ・作業環境が運航管理業務を実施する上で適切に整備されていること。
- (b) 運航管理室には次のもののうち、運航形態等に応じて必要なものが適切に配置されていること。
(電話、カンパニーラジオ、ATCモニター、風向／風速計、航空法、電波法、運航規程等、航空路誌、飛行規程、航空図、視程図、その他運航業務を実施する上で必要な帳票類)
- (c) 気象情報及び航空情報の収集に必要な設備、離着陸重量等の算出に必要な設備、飛行

計画の作成に必要な設備並びに通信設備は実施する業務に対応して適切に整備され、必要な機材が適切に配備されているか。

- (d) 基地間、基地内の関係先との連絡のための設備が確保されているか。
- (e) 上記(b)～(d)の施設の機能を維持・保全するために必要な体制が取られているか。
- (f) 規程類、技術資料、用具等は業務上支障ないよう適切に配備され、かつ管理責任者を定めた上で点検されているか。

4. 2 運航管理者等

(注) 「運航管理者等」とは、運航管理者、運航管理担当者（航空機使用事業又は最大離陸重量が5.7t以下の飛行機若しくは最大離陸重量が9.08t以下の回転翼航空機を使用して行う航空運送事業又は航空法施行規則第166条の6第3号に規定する飛行機において運航管理者と同等の業務を行う者。航空機乗組員等との兼務でもよい。）及び運航管理補助者（運航管理者又は運航管理担当者の業務を補佐する者）をいう。

- (a) 事業を計画のとおり実施するために必要な数の運航管理者等が確保されているか。
- (b) 無線従事者の資格を有する者が適切に配置されているか。
- (c) 運航管理者等の配置、職務の範囲及び内容は運航規程等に従ったものとなっているか。
- (d) 運航管理者等は運航規程等に従って資格を付与されており、発令又は指名されているか。
- (e) 運航管理者の勤務時間制限が遵守される体制となっているか。
- (f) 運航管理者等の勤務体制が適切なものとなっているか。
- (g) 運航管理業務に支障を来すような他の業務との兼務が行われていないか。
- (h) 運航規程等に従ってアルコール検査を行う体制となっているか。
- (i) 運航管理者等の訓練は運航規程等に従って計画され実施されているか。また、訓練の課目等に応じて適切な訓練担当者が登用されているか。
- (j) 運航管理者の審査は運航規程等に従って計画され実施されているか。また、審査の課目等に応じて適切な審査担当者が登用されているか。
- (k) 運航管理者等の行う業務の内容に応じて訓練の課目等が適切に定められているか。
- (l) 不合格者、低評価者等に対する措置は適切に行われることとなっているか。
- (m) 必要な路線踏査等は運航規程等に従って実施されているか。
- (n) 訓練又は審査を委託する場合は、委託範囲及び内容、受託者の能力、委託管理体制は適切であるか。また、必要な差異訓練が行われているか。
- (o) 制定又は改訂した規程類、業務指示等が全運航管理者等に対して周知される体制となっているか。

4. 3 運航管理の手順

- (a) 運航管理業務を運航規程等に従って適切に実施するための手順が定められているか。
- (b) 運航管理者等に運航管理のために必要な情報提供を行う手順が適切に定められているか。

- か。
- (c) 必要な業務指示等が運航管理者等に周知される手順が適切に定められているか。
 - (d) 航空機乗組員に対する必要な情報伝達を実施する手順が適切に定められているか。
 - (e) 運航管理者等が業務の引き継ぎを行う手順が適切に定められているか。
4. 4 業務の受託者（二次委託も含む。）に対する監督（業務の管理の受委託の許可を受ける場合を除き、委託は補助業務に限る。）
- (a) 受託者との間に委託業務に関して必要な要件が明らかにされた契約が締結されており、契約上、受託者に対する指導及び監督に関する権限が委託者に留保されているか。
 - (b) 受託者の業務監督を行う担当者が定められ、体制は十分であるか。
 - (c) 受託者に対して委託する業務の手順が明示されているか（補助業務のみの委託の場合）。
 - (d) 受託者の訓練は適切に実施されているか（補助業務のみの委託の場合）。
 - (e) 受託者の業務について定期的及び必要に応じ監査を行い、必要な場合は所要の措置を講じる体制となっているか。
4. 5 気象情報及び航空情報の収集に必要な設備
- (a) 飛行計画の作成のために必要な最新の気象情報を適切に収集し、利用できるものであるか。
 - (b) 運航管理に関連する地域の有用な気象情報を適時適切に収集し、利用できるものであるか。
 - (c) 運航管理者等が特殊な気象状態等の最新情報を入手する手段を有しているか。また、入手したこれらの情報を運航中の航空機に周知するための手順が適切に定められているか。
 - (d) 経路地等において機長が最新の気象情報を入手する必要な手順が適切に定められているか。
 - (e) 飛行計画の作成のために必要な最新の航空情報を適切に収集し、利用できるものであるか。
 - (f) 航空機乗組員が最新の航空情報を適時適切に入手できるものであるか。
 - (g) 経路地等において機長が最新の航空情報を入手する必要な手順が適切に定められているか。
 - (h) 運航中の航空機への航空情報の伝達の手段は適切であるか。
4. 6 離着陸重量等の算出に必要な設備
- (a) 燃料、貨客等の搭載量、搭載位置の指示及び確認を適切に行う体制となっているか。
 - (b) 運航管理者等が重量重心位置の確認を行うために必要な情報が与えられるよう手順が適切に定められているか。
4. 7 飛行計画の作成に必要な設備
- (a) 飛行計画を運航規程等に従って適切に作成する体制となっているか。

4. 8 通信設備

- (a) 運航監視のための手順は適切に定められているか。
- (b) 対空通信により運航中の航空機に飛行支援を適切に行う体制となっているか。
- (c) 飛行場又は航空保安施設に生じた異常等を連絡する手順は適切に定められているか。
- (d) 緊急時の通信方法及び手順は適切に定められているか。

5. 緊急連絡体制

- (a) 緊急時における連絡先が適切に定められ、社内関係者に周知されているか。また、緊急事態発生時に用いる連絡網は関係職員（業務を委託する場合は受託者を含む。）が必要な時に閲覧し、利用できるように配備されているか。
- (b) 緊急処理に関する社内体制が適切に定められているか。
- (c) 事故対策に係る規程類は適切に配備されているか。
- (d) 職員の職務分担、連絡方法、その他基地における必要な細目は定められているか。
- (e) 捜索救難機関に関する知識を十分有しているか。
- (f) 空港における消火能力、緊急対策等について十分な調査が行われているか。
- (g) 必要な緊急用具が定められ、適切に配備及び保管が行われているか。

6. 記録の管理及び報告

- (a) 下記の記録について所定の期間又は必要な期間保存する体制となっているか。
 - ・航空機乗組員、客室乗務員、運航管理者等の資格、訓練、審査等に関する記録
 - ・航空機乗組員及び客室乗務員の飛行時間、勤務時間及び休養に関する記録
 - ・法第 7 7 条に基づく飛行計画等（3 カ月）【航空運送事業にのみ適用】
 - ・重量重心位置の記録（3 カ月）
 - ・危険物の搭載実施の記録（3 カ月）【航空運送事業にのみ適用】
 - ・通信に関する記録
 - ・アルコール検査結果の記録（1年。不合格となった記録は当該航空機乗組員等の退職後1年まで）
 - ・委託契約書（委託終了後 1 年まで）
 - ・受託者の監査記録（過去 2 回の記録を委託終了後 1 年まで）
 - ・燃料の給油記録（3 カ月）【航空運送事業にのみ適用】
 - ・その他保管又は報告が必要な記録等
- (b) 航空事故、重大インシデント等の報告が運航規程等に従って適切に処理される体制となっているか。

7. 地上取扱業務用施設及び体制

- (a) 地上取扱業務を実施する上で必要な人員が適切に配置されているか。

- (b) 地上取扱業務に従事する者は、運航規程等に従って必要な教育訓練（危険物教育を含む。）が実施されているか。また、業務の内容に応じて訓練の課目等が適切に定められているか。
- (c) 地上取扱業務に係る教育訓練を委託する場合は、委託の範囲及び内容が明確に定められており、また、委託者は教育訓練が適切に行われていることを確認しているか。この場合、必要に応じて差異訓練は実施されているか。
- (d) 地上取扱業務に関する安全確保のための要領等は運航規程等に従って定められているか。また、地上取扱業務は運航規程等に従って実施する体制となっているか。
- (e) 不具合が発生した場合の措置が運航規程等に従って行われる体制となっているか。
- (f) 必要な作業機材が適切に配備されているか。
- (g) 作業が人員、作業量、機材等を考慮して地上停留時間内に終了できる体制となっているか。
- (h) 所内関係部所との連絡手段は確保され、また、連絡系統についての規定等は定められているか。
- (i) スポットの使用上支障ないか。
- (j) 地上取扱業務を委託する場合は、委託を行う業務ごとに受託者が定められており、委託を行う業務の範囲及び内容が明確に定められているか。また、必要に応じて差異訓練は実施されているか。
- (k) 地上取扱業務を委託する場合は、以下に従って委託管理が行われているか。
 - ・受託者との間に委託業務に関して必要な要件が明らかにされた契約が締結されており、契約上、受託者に対する指導及び監督に関する権限が委託者に留保されていること。
 - ・受託者の業務監督のための担当者が定められ、その体制は十分であること。
 - ・受託者に対して地上取扱業務及び教育訓練の内容が明示されていること。
 - ・二次委託等も含めた委託業務が適切に実施されていることを確認するとともに、受託者を定期的及び必要に応じて監査し、必要な場合は所要の措置を講じる体制となっていること。
- (l) 燃料の規格は運航規程等に定める基準を満足しているか。
- (m) 燃料の貯蔵の施設及び方法は運航規程等に定める基準を満足しているか。
- (n) 給油の施設及び方法は運航規程等に定める基準を満足しているか。

附則

1. この検査項目は平成 12 年 2 月 1 日から適用する。
2. 「運航開始前の検査等の実施要領（運航関係）」（昭和45年8月29日空航第381号）は廃止する。

附則（平成23年6月30日）

1. この検査項目は平成 23 年 7 月 1 日から適用する。

附則（平成27年5月8日）

- 1．この検査項目は平成27年6月30日から適用する。
- 2．この検査項目の適用の際現に法第100条第1項の許可の申請をしている航空運送事業者に係る法第102条第1項の検査又は法第123条第1項の許可の申請をしている航空機使用事業者に係る法第102条を準用する法第124条の検査については、この検査項目による改正後の6.及び7.の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3．この検査項目の適用の際現に法第102条第1項の検査の合格を受けている航空運送事業者又は法第102条を準用する法第124条の検査の合格を受けている航空機使用事業者の運航管理施設等の新設があった場合又は重要な変更があった場合の検査については、この検査項目による改正後の6.及び7.の規定にかかわらず、運航規程審査要領細則の一部改正（平成27年5月8日（国空航第4号））による改正後の同審査要領細則第2章、第3章及び第4章15.に規定する事項が運航規程又は運航基準に定められるまでの間は、なお従前の例による。

附則（令和3年6月2日）

- 1．この検査項目は令和3年6月2日から適用する。